

○御殿場市教育委員会の所管に係る御殿場市公の施設の指定管理者の指定の手続等  
に関する条例施行規則

平成 17 年 8 月 26 日

教育委員会規則第 3 号

教育委員会が管理する公の施設に係る御殿場市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）の施行に関し必要な事項については、御殿場市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年御殿場市規則第 14 号）の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。